

## 第2回生駒市災害時要援護者避難支援プラン策定委員会会議録(要約筆記)

1 日 時 令和5年7月21日(金)午前9時30分~正午

2 場 所 生駒市コミュニティセンター 4階 401会議室

3 出席者

(委員) 松川杏寧委員(委員長)・坂本剛伸委員・石橋英久委員・大西淑子委員・井上太委員・高曲友理子委員・松浦真美委員・山西紀律子委員・上村健二委員・吉村智恵委員・堂前睦巳消防本部総務課課長補佐(松井委員代理)

(事務局) 甫田防災安全課長・谷企画官(防災担当)・宮崎防災係長・

平田障がい福祉課長・岩崎障がい福祉課課長補佐・大坪障がい福祉係長・

上野福祉政策課長・上野福祉政策課主幹兼福祉政策係長・小関福祉政策係主事

(会議の公開・非公開) 公開

(傍聴者) なし

4 議事内容

### ■先行事例紹介

丹波篠山市 長寿福祉課 松本 ゆかり 氏より事例紹介

吉村委員 公的な介護サービスを受けていないが要介護状態にある人の個別避難計画作成は  
どうしているのか。

松本氏 介護度が高い状態だがケアマネジャーがついていないという人はほとんどいない。要  
介護状態だがケアマネジャーがついていない方は見守り台帳(要援護者台帳)に登録  
されていない方だと思う。そういった方には高齢者の実態把握もしている地域包括支援  
センターから丁寧に説明していくことで介護保険のサービスにもつなげて、同時に進め  
ていくということがスタートになっていくと考える。自治会長や民生委員から対応につ  
いて個別に相談があった場合は、地域包括支援センターと福祉部局が一緒に動き、本  
人に話をしに行くような流れで進めていく。

石橋委員 高齢者はぎりぎりまで他人の世話にならないと言って地域包括支援センターへ相談し  
ない人が多い。そういう人に関しては、今の説明のような対応をしてもらうと本人にとっ  
てもいいと思う。発災時に避難するときの対応は支援者が行くのか、事業所からいくのか。

松本氏 生駒市と同様に支援員を登録するようになっており、近所の方に支援員になってほし  
いと依頼する。基本的に本人またはその家族から頼むようにと言っている。「他人から支  
援者に頼んでも、やはり自分で言いに来ないのは」と言われることがあるので、本人や  
家族が支援者を決めるようにしている。どうしても見つからないという時は、自治会長や

民生委員に間に入ってもらうようにしている。発災時は登録されている支援者がまずは声をかけに行ってもらおうとしているが、支援者自身の身の安全をまずは確認してほしいと伝えている。そのため、本人や家族には、登録したから必ず支援者が助けに来てくれるものではなく、事前の避難を早くしなければならないということ話をしている。実際に発災時の動きはその場でないとわからないが、できるだけ早めに、避難所に行くだけでなく、家の中で安全な部屋に移動する等、色々な身を守る方法があるということも伝えている。また、支援者が必ず車いすで動いてあげないといけないというのではなく、支援者ができることの範囲も会議の中で話をしている。丹波篠山市では高齢者が高齢者を支える地域になるので、支援者が高齢者で声掛けしに行くしかできないという場合がある。その時は会議の中で、次点で誰が駆けつけるかを決めるように話し合っている。

石橋委員 訓練前の段階でお互いが話し合い、納得して十分な理解のもとで進めていかないと、現実には支援者がすぐ動いて助けに行くのは無理があるし、それを自治会がどこまで把握して、支援の漏れをフォローするか等、そういう話し合いがないとなかなか難しいと思う。

松本氏 この事業で大事なところは何度も言うが、最初に要援護者本人たちの意識を変えていくところと、みんなで集まって顔を見て話をすること。ここを抜きにやるならケアマネジャーが勝手に紙面だけの計画を作成することはできる。しかし、それでは実効性が高まらないため、時間と手間はかかるが、これに時間をかけることが大事だと思っている。

石橋委員 福祉のケアと災害時の支援両方が関わっていく考えて、それを浸透させているのはすごい大変ではないかと思う。丹波篠山市では実現したが、生駒市では福祉の方は全然災害時の支援に関わっていない。地域包括支援センターもそういう関係を持たないと思う。現状では支援を希望している人がだれで、支援者がだれかというのは、民生委員、自治会長、支援員しか知らないで、全然浸透していない。これを広めていくことはすごくハードルが高いのではないかと思う。

委員長 丹波篠山市では体制づくりとして、各福祉専門職に理解してもらい動いてもらっていると思うが、その前段階として社会福祉協議会や地域包括支援センター等にこの事業に対してどういう役割で関わるか、どのような取組をどのような期間、コストをかけて行ったのか具体的に説明してほしい。

松本氏 丹波篠山市では地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託している。そのため、地域包括支援センターと社会福祉協議会は元から常に一緒に動いているような関係があり、改めて体制を作ったというイメージはない。常に防災のことを自治会長や民生委員

に任せておくのではなく、その人たちが困らないよう、自治会長や民生委員が疑問に思っていることには一緒に取り組み、最初からみんなで動いていたので、体制づくりの為に何かしなければいけないということではなかった。

上村委員 社会福祉協議会に地域包括支援センターを委託し、一体として動いているということだが、社会福祉協議会は地域福祉を専門としている。社会福祉協議会そのものとしてはどのような動きをしているのか教えてほしい。

松本氏 社会福祉協議会の動きとしては、ハイリスクで個別避難計画を作成する方がいた場合、個別避難計画作成が必要だが自治会は受け入れ態勢ができていないのか、どのようにアプローチしようかと、行政から伝える。そうしたら社会福祉協議会のワーカーがその自治会を訪れて、自治会の中でこんな避難が難しい方がいたら地域で協力してもらえたらどうかと働きかける。地域の方の理解を得て、動こうと思ってもらうように働きかけるのが社会福祉協議会の役割。地域包括支援センターでは、福祉専門職と動くので、本人や家族に地域に自分のことを開示して避難についての話し合いを一緒にしようと働きかける。地域への働きかけと本人への働きかけで双方が動き出すとこの事業が進み始めるという流れになっている。

坂本委員 今まで生駒市の現状は自治会によって違うが、私の認識は自治会長がすべて独自に行っているという印象。自治会によっては民生委員の力を借りたり、民生委員が中心になっているところもあるかもしれないが、私が知っている情報では自治会長がそれぞれ支援員のところに行き話をしていく状況。丹波篠山市では社会福祉関係の方がそれぞれ役割分担を持っていくということは、非常に参考になったし、生駒市でもぜひ進めてほしい。

現状で何が一番の課題かという点、みんな生駒市では災害が起きないだろうという認識で、その本音が根底にあるが防災のことを考えていかなければいけないと思ってやっている。丹波篠山市の住民は災害は起きるという考えを持っているのか、生駒市と同様に本当に災害なんて来るのかと思っているのか教えてほしい。

松本氏 生駒市と同じ思いの方がほとんどで、丹波篠山市ではほとんど災害がない。近隣では土砂災害でグループホームが埋まったり、流されたりしているが、大阪北部地震や阪神淡路大震災のときでも丹波篠山市は大丈夫だったとみんな思っている。そのため、最初の防災リテラシーを高めるということが困難ではあるが大切になる。

事務局より説明(災害時要援護者避難支援事業の見直し)

・プランの改定の概要

- ・事業の対象者について
- ・個別避難計画の様式の見直し案について
- ・試行実施について

上村委員 資料4、従来の個別支援計画書の情報提供先に社会福祉協議会の名前が入っているが、実際のところ社会福祉協議会は情報提供してもらっていない。個別支援計画書に社会福祉協議会の名前が記載されているのには、こういった意図があり、何を望んでいるのか。

事務局 平成22年のプラン作成当初は、社会福祉協議会も情報の外部提供先として想定していたのだと思われる。ただ、当時はまだ事業自体が始まっていなかったこともあり、社会福祉協議会の具体的な役割までは明確にできていなかったのだろう。実際の運用としては、自治会、民生委員児童委員、避難支援員への情報提供にとどまっている。新たなプランの策定を機に、今後、各機関の役割整理をした上で、必要に応じて情報の提供をしていければと考えている。

上村委員 社会福祉協議会が担うべき具体的な対応を明示してくれなければ、実用的な活動を行うことは難しいというのが本音。とりあえず社会福祉協議会という名前を入れておこうというようなことは、考えなおしてほしい。

大西委員 資料3には、地域包括支援センターや福祉職も事業の担い手となると記載されているが、地域包括支援センターは生駒市から委託されている機関であるため、自分個人だけが了承の意を示したところで、それを全体の了承とみなすことができるとは考えにくい。委託元の生駒市地域包括ケア推進課や各包括代表者の了承があつて初めて、包括全体として了承したことになると思う。計画の中では、ケアマネージャーへの説明が不足しているようにもうかがえたが、責任の所在という観点を踏まえると、規定にのっかって進めるだけでなく、時間をかけてでも関係者全員が同意した上で行っていくことが重要。包括の代表者という一個人の意見だけでなく、課の方での話し合いも持っていただきたい。

委員長 具体的な実施方法については、今後の委員会の中で決めていき、その中で誰がどういった責任や役割を負っていくのかに関しても話し合っていくのだが、大西委員の発言は、そういったことと計画の改定案との関係性について指摘するものであったと言える。

大西委員 市民一人一人の命を助けなければならないという立ち位置は、関係者全員に間違いなく共通しているところではあるが、どこの包括支援センターもケアマネージャーも忙しく

している実態を目の当たりにしているため、負担すべき責任の度合いについては心配な点がある。また、代表という立場上、必ず関係機関の了承を得るという流れを設定してもらいたいと考えている。

事務局 丹波篠山市の取組をそのまま生駒市でも汎用するということは考えていない。現時点では、計画の作成をケアマネージャーに依頼するという方向性で考えているわけでもない。ただ、要支援者の方がどういった支援を必要としているのか等、支援について考える中で、福祉専門職の方の意見をもとに具体的な行動計画をたてていくことができればと思っている。

委員長 丹波篠山市の例は、あくまで、白紙の状態で一から新たなものを作り上げていくのは難しいということが出されたもの。生駒市の具体的な実践方法については、委員会での話し合いをもとに、試行実施を行ったうえで煮詰めていくことになるだろう。

坂本委員 今後のスケジュールの実効性に疑問を感じる。10月から試行実施ということだが、新事業での変更点、モデル事業のことについて、128ある自治会にどうやって周知をしていくのか。改定案が周知できていない現実や、今後の自治連合会や各自治会長への連絡の予定を踏まえると、現実問題として、10月に実施することは難しいように思える。また、今後は社会福祉関係者も一緒に取り組んでいくという点は大きな変換ではあるが、大西委員の話にあったように、社会福祉関係者自体の了承をまだ得られていないということになると、とても今期中に実効性のあるものを策定することはできないとは思えない。

委員長 関係する福祉専門職への事前の周知はどのぐらいまで済んでいるのか。

事務局 委員会の中で話し合った上で関係機関に連絡するという流れであるため、まだ包括支援センターや生活支援センター、居宅等には周知できていない。

委員長 生駒市としては、委員会の決定と、全体の構想・体制づくりに向けての関係機関への事前の周知との前後関係については、どのように考えているのか。

事務局 委員会の中で、そもそも、関係機関の役割分担や福祉専門職の働きが顕著になった新たな計画の実行性について、代表の方の意見をもらいつつ、各センターの方への周知を行っていければと考えている。何がどこまでできるのか、逆にどこまで求められると無理があるのか等の意見をいただければと思う。

井上委員 この事業に福祉職も関わっていくという点は大いに賛成ではあるが、ケアマネージャー

が主体となりメインで推進していくということには賛成しかねる。ケアマネージャーは、利用者の代弁者としての業務を、契約に基づいて行っている。計画の作成は本来の業務の中にはないものであるため、それはあくまで行政主体でやってほしい。各利用者への支援員登録の説得の際や、生駒市が事業の説明をする際など、事業の協力者としての立場でできることがあればいくらでもしたいと思う。

石橋委員 要援護者リストに登録されている7121人という数には、まだ漏れがあるのではないかと思われるが、この人数であったとしても、自治会内での実用的な事業の浸透はまだできていないのが現実。情報を持っているのは民生委員等関係者にとどまっており、関係者だけで大規模な要援護者のニーズをカバーすることは不可能であると考えている。そのため、新たに福祉事業所の方々も事業に加わるというのはありがたいと感じている。

一方、事業のメインの対象者として据えるのは、要援護者リストに記載される対象者のうち、土砂災害レッドゾーン、浸水害0.5m以上の区域に住んでいる人だということだが、こういった対象者たちの中には、既に福祉関係の事業所でお世話になっている方々も多数いると思われる。その点からみても、福祉関係者によるフォローを今後得られるとすれば、非常にありがたいことである。だからこそ、民生委員をはじめとする非常に限られた関係者だけで行っていた従来の事業に対し、考え方を根本的に変えていく必要があると感じている。そのために、再度説明会を開く必要性もあるのではないかと思う。

井上委員 試行実施について、要支援者がどういった支援を求めている、実際に避難するとなった際にどこに避難するのか、また、支援者はどこまで支援できるのかなど、現実に即した形で行うことが重要であると思う。支援者に適した避難場所は、一般避難所に限らず、福祉避難所の場合もある。一般避難所での対応だけでなく、福祉避難所の場合があることも想定しておかなければならない。施設利用者を例にとってみても、日中の警報発令であれば、適宜風水害の状況に応じて、利用時間を延長して施設待機することにしたリ、反対に早めに送迎したり等できるが、常に対応できるわけではない。自宅に居る際に、協力者が車いすを押して要支援者を避難所へ連れていくことになった場合、場所によっては山を登る必要も出てくる。このように考えると、協力者が多数いたとしても、移送支援をする方など、現実的にどこまで避難の手助けをするのか、どこまでの支援が可能なのか、といった曖昧な点も含めて試行しておかなければ役にたつものにはならないだろう。受け入れる福祉避難所側としても、避難してくる要支援者の想定が先にわかっているほうがありがたい。

委員長 内閣府のガイドラインにおいても、計画について、避難行動だけではなく、その後の避難生活の部分も含めるというようになっている。もし避難生活の部分まで含めて考えるのであれば、計画作成の段階で、要支援者が地域の協力者と一緒に避難した後、避難

所で周囲の人たちとともに過ごすので大丈夫なのか、トイレ等は自分でできるのか否か、できなかった場合どういった選択肢をとるのか、といった話も含まれてくると思う。避難するまでの部分は、現時点で生駒市から出ている話の中で確認できるが、その後の避難生活上で具体的に誰とどうするのかという部分については、どのように考えているのか。計画をたてるうえで、その点をどう取り扱っていくつもりなのかについて、説明してほしい。

事務局 資料4、国の個別避難計画の記入例の様式においても、避難支援時の留意事項の箇所では、避難経路までの記載にとどまっているが、当然、避難後の避難所生活についても、要支援者本人の生活状況を加味しながら、避難所での生活が現実的なものなのかについて検討していかなければならないと思う。

また、井上委員の指摘にあったような、福祉避難所までの移送の具体的な体制については、現時点ではまだ検討できていない部分である。ただし、現時点では、福祉避難所は二次避難所としての立場をとっており、一時避難所での生活が困難であった方を、市職員が移送するという体制になっている。そのため、今後の計画策定の中で、現行のようにまず一時避難所に行くのが良いのか、それとも直接福祉避難所に避難する体制を構築することができるのか、という点も含めて、福祉避難所になってもらっている多数の協力事業者の方々と協議していく必要があると考えている。

委員長 福祉避難所となっている施設側としても、夜間は車を出せない、受入の時の人数が足りないといった事態は当然起こりうると思う。その点に関しては、計画策定の中で、各々が担当している地域や利用者のうち、受け入れを求める人の数がどれぐらいなのかが見えてくると考えられるため、随時情報を共有することで、今後の考えの補強にもなり得ると思われる。

全体の内容を整理すると、従来、自治会や民生委員、行政だけが取り組んでいた事業内容に、今後は地域の福祉事業所の協力も加えるという、大きな体制変換について、委員のみなさんは賛成ということで良いか。

大西委員 委託の事業所である立場上、他の関係者にも話を通し、意見をもらわない限り、すぐにこの場で了承することは難しい。

委員長 今後実際に進めていく体制については、まずは生駒市がしっかり関係機関と交渉をし、委託を受けている事業所が動いていけるような説明をしていく必要がある。また、今後福祉事業所に対する全体的な説明会等も必ず開催しなければならない。関係者すべてが同じ方向を向いて事業に取り組んでいけるような形をつくっていくことがまずは重要。

石橋委員 新たな事業の根本に関わる意見が出ているが、「協力」という言葉がキーポイントに

なると思う。協力とはいったいどこまでの範囲を指すのか。自治会や民生委員というのは、ボランティアとしての立場であり、あくまでこれで生活をしているわけではない。一方で、地域包括支援センターの方や居宅介護事業所の方は、仕事としての立場で事業に参加することになる。仕事で関わる人たちとボランティアの人たちが一緒に一つの事業を進めるならば、より根本的な議論が必要なのではないかと思う。仕事として行う人たちからすれば、今すでにしている仕事にさらに仕事が増えるという印象があるであろうし、自治会としても、すでに事業をしているにもかかわらず、また全部やっていかないとけないのかという思いが生まれるだろう。

今、市が提案しているモデル事業の件だが、短い時間でどこがそのモデル事業の対象になるのか決めるのは難しい。もし、国の法律上の決まりと照らし合わせた際に、来年度もまだ議論する時間を取ることが許されるのであれば、より時間をかけてシミュレーションしたほうが良いと思う。シミュレーションした上で委員会に議論をかけたほうが、より具体的な意見が出ると考えられる。

大西委員 業務の負担も多少の懸念点ではあったが、より心配だと感じたのは、ケアマネージャーが抱えることになる命の責任という点である。

委員長 試行実施について、実際にしてみないとイメージがわからないというのはその通りである。実施する中で、お互いにどこまでカバーできるのかを確認し、カバーできない部分があれば、それをどうしていくかを考えていく必要があるため、試行実施の上で議論を展開するという流れで問題ないであろう。

石橋委員の話の中に、計画策定の期限に関わる指摘があったが、次年度の進め方について教えてほしい。

事務局 災害対策基本法が令和3年に改正し、5年間を目処に個別避難計画策定へということになっている。期間の余裕はあるが、早くに作成したいというのが本音。

計画に対する責任の所在については、今後、従来の自治会、民生委員に加え、ケアマネージャー等が計画作成に関与してもらうことになったとしても、その方たちに命の責任を負わせるということは当然ない。福祉関係者の意見を取り入れるのは、本事業の対象にはあがってきていないが、実際災害が起きた際に逃げ遅れる可能性がある方を一人でも多く把握するためである。福祉関係の方のリアルな意見があれば、対象者の方に対しより具体的な計画が作成できると思われるため、福祉専門職の方にも会議に入ってもらっており、これが、石橋委員の指摘にあった、「協力」にもつながってくる。従来も計画というものはあったが、今後は個人情報の取扱等、詳細に伝達できていない部分について、試行実施をしていきながら意見をもらい、マニュアル化してより実効性のあるものにしていく必要があると考えている。



大西委員 従来、民生委員や自治会が話し合いながら計画を作成していたのであれば、計画が本当に合っているのだろうか等、重い責任を負っていたのだらうと思われる。

委員長 流れの確認をすると、まず試行実施を行い、その中で具体的にいかなる役割や体制が考えうるのかを検討したのち、議論を深めていく。計画はあくまでゆとりを持たせるものであるため、どこまでこういった書き方をするのかを考えていくのが、この委員会ですべきこと。

では、今後のスケジュールや事業の流れが、事務局の掲げているもので大丈夫なのか、次の懸念点になってくるとされる。今の予定では、試行実施の対象3件ということだが、これは、地域等の決まりがあるわけではなく、誰か対象者3名という認識で合っているか。同じ地域で3名するのか、それとも地域関係なくとりあえず3名するのかでも方向性は大きく異なってくるとされる。現時点で、試行実施の具体的な方向性があれば教えてほしい。

事務局 対象者の特性や地域を見ながら、偏りがないようバリエーションを持たせた形で、3件の対象者を選びたいと考えている。現時点で具体的な対象者を決めているわけではない。今後、今年度の調査での意向確認をもとに、新たに避難不可と回答した方がいれば、その対象者やその方の住んでいる地域の自治会、福祉専門職の方に個別にお声かけをし、全ての方の合意に至ったら、実際にモデル事業を進めていくという流れになる。

委員長 この委員会において、例えば、試験的にしてみるのならこのエリアが良い等、候補地や候補者を募るのは難しいのか。

坂本委員 正しい手順を踏むならば到底間に合わないと思う。その手順も、自治会からの一般公募という流れをとるのではなくて、ある程度候補地を挙げておき、その中から協力可能なところを探すほうが現実的だと感じる。試行実施のように、何かを進めていくという前提があるならば、まずはそれ自体に照準を定めたスケジュールを組まなければならない。一遍のスケジュールでは、現実的には難しい。また、依頼するのであれば、現在すでに事業が活発に行われている自治会を選ぶほうが、協力も得やすいだろう。書類を出すだけで終わっているような自治会では、協力は得られないと思われる。支援員の方についても、日頃から要援護者の方に対して声掛けをしている人もいれば、何一つアクションを取っていない人もいる。

正式な手順を踏んで128の自治会からモデル対象者を出していくよりも、すでに要援護者を把握している自治会や民生委員から情報提供してもらい、3名を抽出していくほうが、事務局側の無駄な時間も減ると思われる。ただし、各自治会への試行実施に関する

る情報提供は必ず必要だろう。ある程度事務局側が、自治連合会とも協力しつつ、具体的な試行実施の地域や日時を決める、という手順をとるほうが現実的だと考える。

委員 長 坂本委員のご指摘の通りだと思うが、これに関し他に何か意見ある方はいるか。

石橋委員 生駒市側が、委員会以前に、各事業所や自治会等に対し今後の事業の説明をしっかりと行ってきたのか甚だ疑問を持つ。場合によっては、市側が直接関係者に説明するのではなく、この委員会に参加してる委員が各所属団体に戻って事業の説明をし、各職員や自治会員の同意を得るということを期待していたのではないか。自分自身は、民生委員を代表して参加しているという意識はなく、あくまで、委員会に参加するよう市から連絡があったために参加しただけである。要するに、自分一人に、民生委員全体を動かす権限はないのだ。市が本当に新しい事業を進めていきたいのであれば、組織に対し事業の説明をした上で、代表者の参加を依頼したり、具体的な事業の素案を提示したりしなければ、実際の事業として動かしていくのは難しいだろう。もし、自分自身が民生委員の役員会で新たな事業の話を持提示したとして、それを聞いた各民生委員らが、複雑そうであるから民生委員を辞退する等ということになったら、どうしようもない。もう一度仕切り直す必要があると思う。また、モデル実施の数だが、これは3名だけなのか。

委員 長 試験実施なので、対象者は3名である。

坂本委員 現在は、基本的な部分を作るところだと思うため、数例のモデル件数で、十分データの取得は可能だと思う。

石橋委員 3名の方に実際に試行実施してみて、その際に仕方をまた広めていくということか。やはり時間がかかりそうな印象を受ける。

坂本委員 協力出来る範囲、変更すべき考え方など、具体的に実施してみないと見えてこない意見もある。今は空想上で話し合っているため、議論がまとまっていないように感じる。また、自治連合会には、新たな事業をどのように進めていきたいか、という話が事務局側からあった。その話に納得したから、委員会に参加している。そのため、今後進めていきたい事業について、事務局から他の団体にも説明はされていたのだと思う。

委員 長 情報の齟齬は話し合いでしか解決できないため、少しでも疑問に思う点があれば挙げてほしい。

石橋委員 8月に送られた調査票が8月末に市に返送され、11月頃に各自治会に対し支援員選

定の依頼をする形になると思うが、その調査であがってきた対象者の中から3名選ぶということか。10月に試行実施としているのは、調査結果から対象者を選ぶからか。また、3名が決まったら、事業所、民生委員、自治会が一緒になってプランを作成していくという流れになるのか。

事務局 例年8月末までに、対象者の方に意向確認の結果を送付してもらうため、その結果から、試行実施に適した対象者を市側が任意にピックアップする。その上で、対象の方自身やその方の地域、利用している事業所、担当民生委員に声をかけ、全ての関係者から了承を得られた後、実施へと移っていく。10月初旬に、自治会長の方々に対象者リストを提供するため、例年の支援員選定や計画の策定と同じタイミングで試行実施も進め、12月をめどにできればと考えている。

石橋委員 新たに支援員の選定を希望した人に関しては、その方がどこの事業所を利用しているのか等を市で調べ、その上で事業所に連絡するということか。

事務局 まず対象者本人に確認を取った上で、市側が把握できる範囲で、事業所へ協力の依頼をすることになると思う。

石橋委員 それならば、プラン作成の日程を決めるのも、市側でないと行えないということになる。

事務局 本実施の時に誰が中心に進めていくかについては今後議論していかなければならないが、試行実施については、市が日程調整や依頼等をしていく予定である。

委員長 他自治体でも、個別避難計画の作成に先立ちモデル事業を実施しているが、人を基にモデル事業対象者を選んだ自治体はほぼない。新たな取り組みに積極的に動いてくれると思われる地域や自治会、民生委員、福祉事業所をまずは選定し、その上で確実に今後も継続的に計画の策定が必要だと思われる人がどれほどいるのかに着目し、その後バリエーションの選択、もしくは他にも依頼できそうな地域があればそこにも声をかける、というように素地があることを前提に進めている自治体が圧倒的に多い。また、スケジュールを見ると、提示されているタイミングで実際行っているのかというのは少し疑問。今後の方向性について、事務局側はどのように考えているのか。

事務局 試行実施の対象者を人で選ぶとは言ったが、既に市側で、地域活動に注力している自治体の把握はある程度できているため、当然協力してもらえそうな地域を選んでいくことにはなる。ただ、地域を決めてしまう前に、対象となる可能性のある方の情報を先に確認しておくべきだと考えている。その上で、協力を得られそうな地域を選択し、その後、

対象者本人も含め各関係者に声掛けをしていくという流れを想定している。また、スケジュールについては、例年の事業の進行と同様のスケジュールで考えていたが、必要に応じて見直ししていこうと思う。

委員長 試行実施の対象者を新規対象者に絞っている理由はあるのか。既に計画を作成している人であっても、今回の改定で様式も全て変わるわけであるから、既登録者を試行実施の対象にしても特段問題はないと思う。そうすれば、新規対象者の登録を待つ必要なく、地域と対象者を選ぶことができるため、スケジュール的にもより現実味のあるものになるだろう。

井上委員 まずは試行しやすいところから始めるので問題はないが、最終的に対象者がいる地域では、全員一度は試行をしていかなければならないのではないかと。避難訓練のようなものも含めてやってみないと、実際に起きた時に対応が難しい。

委員長 全ての対象者で試行を行ったら、それはもはや試行ではない。試行というのは、体制づくりから全てを含めてお試してしてみるというもの。プラン作りの中には、避難訓練まで全て含んでいる。対象者によっては、計画づくりから避難訓練、避難所に実際入るところ、避難生活まで、全て必要になるかもしれない。

井上委員 そこまでしなければ、他に何が不足しているのか、これは不可能である等、見えてこない部分がある。試行実施自体は、1人から始めるのでも3人から始めるのでもよいが、試行実施を受けて方向性が固まってきたら、それが全市域に広がらないと意味がない。試行実施を行ってそこで終わっているのは、実際災害が起きた際に避難しない人も出てくるだろう。避難してきた方々を受ける側からすると、そういった部分まで網羅された上でないと、具体的な準備等が見えてこない。

委員長 とにかく試行実施を行ってみて、どのように関係者全体に広めていくかを考える必要がある。今後本当に、市から提示されているスケジュールで動けるのかという不安も生じていることを踏まえると、試行実施の対象者は新規の方でなくても良いと思われる。

事務局 資料2の3ページに記載されている、土砂災害レッドゾーンと浸水害0.5メートル以上の区域について、避難不可と回答している方が各1名と2名おり、この方々は既に計画策定済みである。このように、色々な対象者を試行実施に向けて挙げているところだが、必ずしもこの方々に協力してもらえないわけではないため、新規対象者の中に、もし土砂災害レッドゾーンや浸水害0.5メートル以上に該当し、かつ避難不可と回答する方がいるようであれば、広く候補者として挙げていきたいという思いがあった。そして、候補者の

中からよりふさわしいバリエーションで対象者を決定していきたいと考えていたため、資料2の8ページの対象者①～④を掲げた。指摘にあった通り、早期に対象者を選ぼうとするならば、既に挙げた3名に依頼するというのも可能であるため、そのあたりはスケジュール感と併せつつ検討していかなければならないと考えている。

委員長 まだ発言していない方、何かあれば意見をお願いしたい。

高曲委員 障がいがある人たちの避難に関して意見や力をということで、3つの生活支援センターが参加しているが、全て同じ気持ちを抱いていると思う。井上委員や大西委員の指摘にもあったが、生活支援センターとしても、生活支援センターが事業を担っていくというのは少し役割が違うのではないかと思う。負う責任の範囲、共有の仕方等に課題があるだろう。障がいがある方のことを他の人よりは知っているという点からも、地域の中で誰も取り残さないということにつながるのであれば、関係者みんな、後ろ盾で応援していきたい、一緒に参加していきたいという思いは持っているだろう。ただ、会議の中で役割分担の明確化をしていく必要はあり、特に責任の所在については、あいまいなままでは対象者本人に対して一番無責任になってしまうのではないかと懸念した。

また、法人が福祉避難所を持っているが、避難所に滞在することが困難であったり、お手洗いが使えなかったりするケースだけでなく、知的障がい者等の場合、本人は一般避難所にいられても周りの避難者からクレームが入り、行き場を失ってしまうというケースも考えられる。障がいがある方々が過ごせる場所を所管しているところとしては、そういった方々に安心して過ごしてもらいたいという思いがあり、そのためには何を準備しておく必要があるのかという点についての議論も日々行っている。そうであるからこそ、災害時の避難に関する情報等も学んでいきたいというように感じている。

山西委員 懸念している点については、他の委員の方々の指摘にあったのと同じである。試行や事例を通してでないと、必要となってくる支援や役割分担に関する具体的な案は出ないだろう。実際に試行を重ねる中で、有事の際に活動できるような体制を整えていくことが大切になると思うため、実践で関わっていること等も含めて、委員会の中で意見を提示していけたらと感じている。

松浦委員 他の方々も述べていたように、事業の中で具体的にどのような行動をするのかあまりわからないまま参加している。ただ、市の行ってきた要援護者に対する事業とは関係なく、利用している方々から、災害をはじめ周囲で大きなことが起こるたびに、自分では何をどのようにしていけば良いのかという内容の相談を受けることはあるため、身の安全を気にしている対象者に対して、何ができるのか、何が必要なのかを提示するというようなことはできるのではないかと感じている。

加えて、相談支援専門員や生活支援センターとして何ができるか、ということは明確になっていないという思いもあり、また、対象の方の担当者や介護士等も途中で交代する可能性があるため、生駒市の福祉に対して何ができるのかということを実践にしておかなければならない。人が代わったためにできないというのは、対象者本人にとっても良くないことである。福祉の立場として何か関わっていければと思う。

堂前委員 消防本部として、他の委員の方々の目線と違うかもしれないが、災害活動班として活(代理) 動する消防本部から見た意見を挙げていきたい。事前の避難こそ大事であり、また、それには対象者本人の理解が非常に重要になるということであったが、実際に大きな災害が起きた際に、消防が避難を必要としているところにどれだけ駆け付けられるかと言うと、多くは難しいのが現実。そのため、事前に避難支援プランの設定がなされていたら、そのプランに従って各自で避難してもらい、避難できた方のところへすぐに駆け付ける必要はなくなるため、避難できていない方々を中心に向かうことができる、ということに繋がってくる。目線は少し異なるが、プランの策定を一緒にできたらと思う。

上村委員 各事業者の方々には、事業に対する心配ごとがいくらかあると思うため、事務局中心に、社会福祉協議会も含めて、丁寧に説明していかなければならないと感じる。

吉村委員 実際にこの計画を提案する側の立場にはなるが、地域全体に必要な数の避難支援プランをたてていくにあたっては、色々な方に協力いただかないと、正直、行政だけではできないということは、委員の皆さんも感じられているのではないかと思う。自治会や民生委員の方々には、今まで本当に尽力していただき、そこへ新たに福祉関係の方々にも協力してもらえるとということになると、これまで自分自身では支援員の選定を希望してこなかった方たちに対しても、より実態に即した登録を促してもらえることになる。また、避難計画をたてるにあたっては、各対象者の持つ特性に対し、避難の際に気を付けるべきところを、普段の関わりを基に挙げていただける。このような協力こそ本当に必要になってくるのではないかということで、委員の方々に検討会に入っていたいただいている。

福祉避難所については、以前から課題に思っており、どこかのタイミングで、福祉避難所の運営の仕方等、改善策を考えていかなければならないと事務局とも話をしているところである。プランの作成と同時に進めていければ良いが、マンパワー的に難しいため、福祉避難所については次の段階でより綿密に考えていこうという段階。

委員の皆さまにお願いしたいのは、障がいがある方や高齢の方等、普段支えていただいている方々の避難計画を作成することになった際に、ご尽力いただきたいと思う。

委員長 今後としては、実際に3件になるかどうかはわからないが、試験的に一度実施してみる。その対象者は、公募をするのではなく、実施できそうな地域を選定しつつ、できるだけバ

リエーションがあるように3名選んでいく。しかし、事務局から提示されているスケジュール通りにいくのかというのは、少し疑問が残るところである。試験実施前に次回の委員会が開かれることになるが、その時期にはある程度具体的に、誰を対象にしてどのような形で関わっていくのかということが決まっていけないように思われるため、それまでに具体案を決めてもらい、それを基に次回の委員会では話し合いを進めていくということになるだろう。

石橋委員 一点確認したいこととして、調査票を対象の各個人に送る際、これまで返答がなかった人に対しても送付するのであろうが、それはレッドゾーンに該当するかどうかは関係なく送付するというのか。一方で、試行実施の対象とする3名は、レッドゾーンに入る方を選ぶ、ということでは間違いはないか。

事務局 今年度、意向確認する方は、従来通り、これまで未回答であった方と新規に対象となった方である。今回の試行実施対象者は、レッドゾーンに該当しており、かつ、今まで未回答であった方には、従来とは異なった形で送付しようと考えている。次回の委員会までには、特定の対象者の方に同意をいただいた上で、具体的な事例としてお話ししたいと思っている。

委員長 要するに、委員会の中では、どのような人を対象にするのかということと事前話し合う機会は、タイミング的にもう難しいということだろう。

また、試行実施の対象者を、レッドゾーンと浸水0.5メートル以上に絞っているところを見ると、水平避難が必要な人をピックアップしたいという印象を受けたが、それで合っているか。つまり、自分自身の家の中で安全確保できる人であれば、支援員の方に支援に来てもらわなければいけないというわけではないため、計画作成の試行実施としては向いておらず、逆に、確実に家から出ないと安全の確保が難しい人こそ計画を作成する必要があるため、試行実施の対象にしていきたい、という認識で良いか。

事務局 ご指摘の通りである。

委員長 次回の委員会までに、以上のような条件に当てはまる3名を見つけてきて、その方たちの試行実施に対する同意を得ているところまで持ってきてもらう必要がある。

坂本委員 レッドゾーンに該当すると想定される人が、どの地区の、どの自治会に属している人なのかということと、8月1日の自治会の会議までに教えてほしい。会議で具体的に提示できないと、各地区長の方々がどのような意見を述べられるかわからないため、7月末までには情報をもらいたい。

事務局 自治会ごとに何人レッドゾーン該当者がいるかであれば、お出しできる。

坂本委員 全く関係のない自治会であれば、興味も持ってもらえないと考えられるため、地区長の方々を説得しなければいけなくなる。それで話が進めば、次は9月1日の自治会の会議において、自治連合会としても実施していこうという結論が出ることになる。

事務局 今後進めていく上で、より実際に即した情報を提供していただきたいと思う。また、今回いただいた意見を踏まえ、選定等を進めていく。